

令和8年度 介護保険料についてのお知らせ

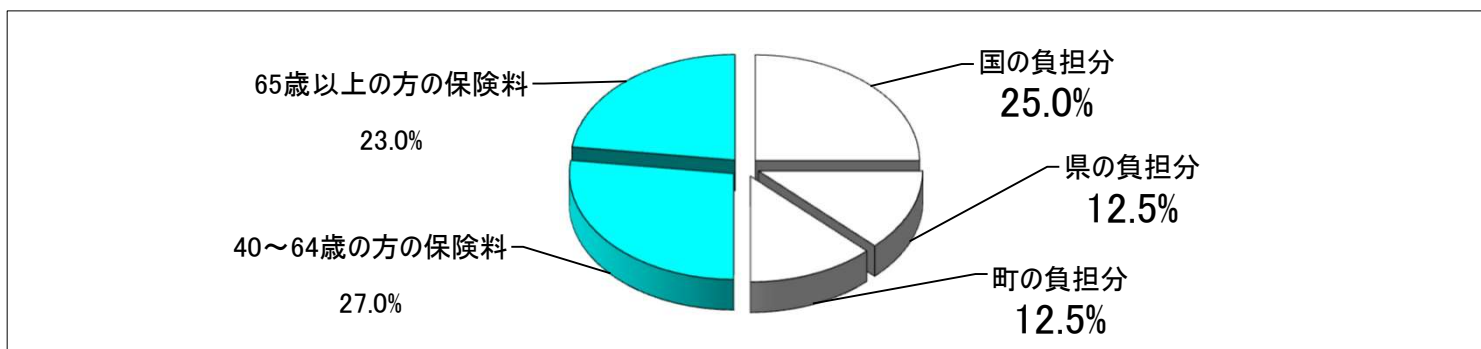
高齢化がすすむ社会において、介護は避けて通れない問題となっています。

介護保険は、今まで本人・家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた制度です。被保険者となった皆さんに、保険料を納めていただくことにより、もし、介護が必要となった時には介護サービスを利用することができます。

介護保険料は大切な財源です。

介護保険料は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と国・県・町からの公費を財源に運営されています。財源が不足すると必要な介護保険のサービスが受けられなくなります。

誰もが安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の納め方

原則として年金からの天引き(特別徴収)になります。年金額等によって納め方は2種類に分かれます。

※65歳の誕生日の前日の属する月分から保険料を納めていただくようになります。(例:5月1日生まれ→4月分から)

■年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金の定期支払(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

令和6年2月分の保険料額をそのまま4・6・8月に納めます。			前年中の所得をもとに令和7年度の保険料額を決定し、4・6・8月に仮徴収した保険料額を除いた額を10・12・2月分に割り振ります。					
本徴収			仮徴収			本徴収		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和6年度			令和7年度					

- ◇老齢(退職)・遺族・障害年金等が特別徴収の対象となります。
- ◇前年から収入に大きな変動があった場合、本徴収が8月から始まる場合があります。

■年金が年額18万円未満の方

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を個別に納めます。納期は6月から翌年3月までの10期となります。

◇口座振替が便利です。依頼書・通帳・届出印等をもって、口座のある金融機関で手続きをしてください。

☆年度途中で65歳になった方や、転入した方は普通徴収となります。その後、特別徴収の対象者は一定期間経過後、年金天引きに切り替わります。

介護保険料の決まり方

◇保険料は基準額をもとに決められます。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{和気町で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{和気町の65歳以上の人の数}}$$

↓
基準額 年額 70,800円

保険料の区分		※保険料は3年ごとに見直されます。			
	対象者				年額
	住民税課税状況		所得等		
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者		20,178円
			又は生活保護の受給者		
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額 の合計	82.65万円以下	34,338円
第3段階	非課税	非課税		120万円以下	48,498円
第4段階	課税	非課税		120万円超え	63,720円
第5段階	課税	非課税		82.65万円以下	70,800円
第6段階		課税		82.65万円超え	84,960円
第7段階		課税		120万円未満	92,040円
第8段階		課税		120万円以上 210万円未満	106,200円
第9段階		課税		210万円以上 320万円未満	120,360円
第10段階		課税		320万円以上 420万円未満	134,520円
第11段階		課税		420万円以上 520万円未満	148,680円
第12段階		課税		520万円以上 620万円未満	162,840円
第13段階		課税		620万円以上 720万円未満	169,920円
				合計所得金額	720万円以上

※介護保険料を納めないでいると、次のような措置を受けることとなります。納め忘れに注意しましょう

- 1) 1年以上の滞納の場合には、いったんサービスの費用全額を支払っていただいた上で、事後的に費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
- 2) 1年6か月以上の滞納の場合には、滞納している保険料の額を保険から給付される金額から差し引くこととなります。
- 3) 保険料を長期間滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険料から給付される額がサービスの費用の9割から7割(または6割)に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

※介護保険についてのお問い合わせ先

和気町役場 介護福祉課 TEL 93-1139